

とあり、同年七月十三日の条には、

一、下ノ関より御米百七十石買調、積来候由、桃田助右衛門・舟瀬忠三郎兩人申來候事とある。寛永三年七月、旱魃に見舞われた細川藩は、七月九日に四〇〇石、同月十三日には一七〇石の下関買米を行つてゐる。そして、「日帳」の寛永四年（一六二七）五月十三日の条に、次のような記事があるよう

に、米価が安値で取引されてゐる北国への米の買い付けに出かけている。

一、舟瀬里兵衛北国へ遣さるるに付、三人ぶち留守の飯米に残置由、兵介・善右衛門に申理置候の由候、然共、米安き所に遣さるるに付、御加子衆も壱ヶ月の御ふちかた何も渡遣され候間、里兵衛儀も御加子同前に、さきくにてかい遣申すべき由にて、兵介・善右衛門御ふちかた渡申されず、里兵衛留守めいわく仕由申候付、三人ぶちをわけ候て成共、妻子かつゑざる様に渡申さるべき由、三宅清兵衛・橋本勘左衛門兩人を使にして兵介・善右衛門へ申遣候事

三 小倉小笠原藩時代の生産と流通

(一) 年貢米の納入と米穀の流通

大橋蔵と沓尾蔵

小倉小笠原藩になると、豊津町域の年貢米は、次の史料に散見されるように、惣社村・

大橋蔵と沓尾蔵
国作村・国分村・彦徳村の分が大橋蔵（現行橋市）に、田中村・徳政村・有久村・皆見村・下原村・綾野村・上坂村・吉岡村・上原村・光富村・節丸村・徳永村の分が沓尾蔵（同前）に納入され

た
(第45図参照)。

「国作手水大庄屋日記」の文久四年(一八六四)十月三日の条に、

一、米五拾四石八斗

但、白米百三拾七俵 壱俵に付三斗五升五合入

大橋御藏

内

一、貳拾石

一、五石六斗

一、五石六斗

一、六石八斗

一、三石貳斗

一、六石八斗

一、六石八斗

一、六石八斗

一、六石八斗

一、六石八斗

一、六石八斗

一、同三拾三石貳斗

但、白米八拾三俵

壹俵に付右同断

一、六石八斗

内

田中



第45図 豊津町域の年貢米の納入蔵

一、四石

徳政

一、三石五斗

有久

一、六石四斗

皆見

一、三石六斗

下原

一、六石八斗

綾野

一、三石四斗

坂上

メ

合八拾八石

但、書付御代官様并両御藏えも出ス

とある。右の史料は、本年貢の納米ではないが、豊津町域の年貢米は、人力や賃馬の馬士、あるいは川舟の舟士によつて大橋藏と沓尾藏の二つの郷藏に、それぞれいつたん収納され、そこから船で小倉城下の表藏おもてぐら（小倉城内のはばしづら大橋藏）に回漕された。

ところで、「国作手永大庄屋日記」の文政五年（一八二三）四月五日の条に、

奉願覺

大橋

一、御米藏壹軒

長拾武間

横四間

但、壱・弐・三番、三戸前分

右の御米蔵甚損申候て、當秋納米御取納相成難く罷成候に付、何卒此節御取繕仰付られ下置かれ候様願奉候、仍願書差上申候、以上

(文政五年)
午四月

大橋村庄屋

治左衛門

右の通願出申候に付、則願書差上申候、以上

井上與三左衛門様

国作貞右衛門

とある。すなわち、大橋蔵のうち、一番蔵・二番蔵・三番蔵の三戸前一軒が、ひどく破損してて、今秋の年貢の納米にも差し支えるので、修繕してほしい、と大橋村庄屋治左衛門から国作手永大庄屋国作貞右衛門を通じ、仲津郡筋奉行井上與三左衛門へ願い出ている。

また、同日記の同年八月七日の条に、次のような記事がある。

覺

一、御藏御門壱ヶ所

メ

右は大橋御門是迄壱ヶ所にて、濱出の節、納米、付出シ両様混雜仕、甚納米差支、下方一統難済仕候に付、只今の御門は其係濱出御門に仕、此度新規に表御門壱ヶ所明け申度願い奉り候、何卒願の通仰付ら

れくだし置かれ候はば、有難く存じ奉り候、仍願書差上申候、以上

(文政五年)
午八月

大橋村庄屋

治左衛門

右の通願出申候に付、則願書差上申候、已上

国作貞右衛門

井上與三左衛門様

この記事に、さらに、「御歎申上演説書覚」という記事が続く。

御歎申上演説書覚

一、大橋御藏是迄御門壱ヶ所ならでは御座なく、濱出等御座候節、御郡中村々より納米・付出し候ても、
御藏内へ付込も出来仕ず、数拾疋の牛馬混雜仕、濱出し御差支にも罷成申候に付、此度新規に御
門壱ヶ所明ケ申度、別紙願書差上申候、何卒宜敷御聞通しつけ置かれ、御慈悲の上を以、願の通
仰付られくだし置かれ候はば、重畳有難く存じ奉り候、仍演説書を以、御歎申上候、已上

(文政五年)
午八月

大橋村庄屋

治左衛門

右の通申出仕候に付、則演説書差上申候、已上

井上與三左衛門様

国作貞右衛門

つまり、大橋蔵の御門は、これま

六

で一力所しかないので、年貢米を大橋蔵より小倉城下の表蔵へ浜出しする際、郡内の村々よりの納米と付出しで、数十疋の牛馬が寄り集まつて混雜し、藏庭への付込みが出来にく

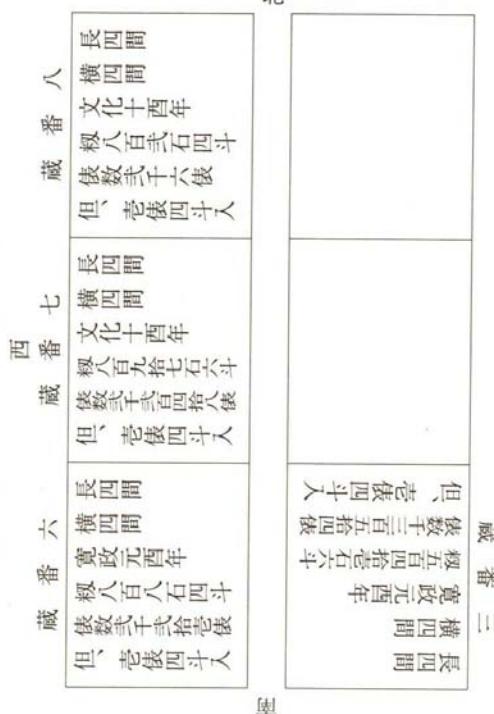
く差し支えるので、このたび、新規

に四番蔵と反別蔵との間を開けて、藏庭への付込み専用の御門一つを建ててほしい。これまでの御門（表門）

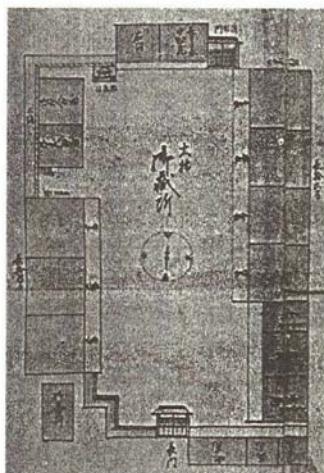
は、そのまま浜出御門として使用す

れば差し支えもないというのである。このようにして、他郡の郷藏と同じように、大橋蔵の御門も一つになった。

第46図は、「国作手永大庄屋日記」の文政五年（一八二二）正月十八日の条に散見される大橋蔵の部分図である。これによると、当時、蔵は八戸前あり、一戸は四間（七・二トメ^一）四方であった。三番蔵と六番蔵には、文化十年（一八一三）の開畠が詰め置かれている。同日記の同年九月五日の条に、大橋蔵の蔵役人として御蔵方三人（紫藤茂左衛門・原田太郎左衛門・粟屋利吉）、御手代四人（市木吉蔵・岩崎丑右衛門・小沢半兵衛・柳井義左衛門）、沓尾蔵の蔵役人として御蔵方三人（井



第46図 御蔵絵図面差出候扣



第47図 大橋御藏所の絵図

村十内・大森彦六・吉元重次郎、御手伝三人（波多間半右衛門・喜久田丈吉・我有牧右衛門）の名が見える。

第47図は、「大橋御藏所の絵図」（豊津高校小笠原文庫所蔵）である。長さ一六間（二八・八メートル）×横四間（七・二メートル）の蔵一軒（四間四方の蔵四戸）と、長さ一二間（二二・六メートル）×横四間（七・二メートル）の蔵一軒（四間四方の蔵三戸）が東西にあり、そして中出蔵や廻シ蔵・荒蔵のほか、御役人部屋・御手代部屋・表門・浜出門・御番所などが長方形に配置されている。この絵図の作成年代が明記されていないが、図中に、表門と浜出門の二つの門が描かれているので、浜出門が新設された文政五年八月以降のものと思われる（第48図参照）。



第48図 大橋御藏所の復原図

以上遠方の分は藩より駄賃が出たが、該当した村は田川郡の、それも一部の村だけであった。

第49図は、幕末・維新期の作と思われる「行事・大橋・宮市村絵図」（行橋市教育委員会所蔵）である。現在の行橋市の中心部を描いたこの絵図には、当時の町並みと、一軒一軒の家の名前が、その屋敷の大小まではつきり分るように、手書きされている。

行事川（現在の長狭川）河口の大橋側には、長井手永や国作手永などの仲津郡の年貢米の一部をいったん収納した「御藏所」（郷藏）があり、その近くに「長井手永宿」や「国作治左衛門役宅」（国作手永大庄屋役宅）、そして「牢屋」がある。

一方、行事川河口の行事側には、京都郡の年貢米を収納した「御藏所」（郷藏）があり、その近くに「牢屋」や「黒田手永宿」・「久保手永宿」・「新津手永宿」・「延永手永宿」など京都郡の四手永宿が軒を並べている。そして、行事浦川橋の近くに「社倉藏」があつた。

行事川にかかる橋は万年橋が一本あるだけで、豊前街道が南北に曲がりくねて走っている（第50図参照）。ところで、各郡には、本納分の年貢を納める郷藏のほかに、郡土蔵という倉庫があつた。この蔵には、新地見



第49図 幕末・維新期の行事・大橋・宮市村絵図

掛米、二朱五厘米、五分種子利米、薪薪札代、鶏卵代、屋敷床新開米、川成引戻米などが納められた。この郡土蔵は、郡代以下郡方役人の管轄の下に、農村への融通や救済に重要な役割を果たした。小倉城下の表蔵に直納する「表御土蔵納」には、銀小物成、糠・藁代米などがあり、別納として出精米、浜出水上などがあった。

藩の役人は、年貢を決定するため各郡の郷蔵を見分し、宿泊したそれぞれの役宅で、その郡の年貢を決定した。これを「御免極」といった。次に、文化十三年（一八一六）の御免極の史料（『国作手永大庄屋日記』九月十一日の条）を例示しておこう。

御免極休泊

九月十三日

御免極

御藏見分

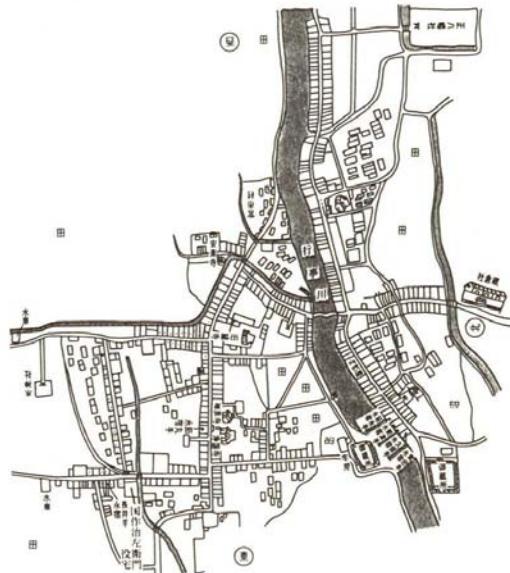
大橋・沓尾御

蔵見分

松原休
椎田泊り

朽網村之内

新屋鋪休
行事泊



第50図 幕末・維新期の行事・大橋・宮市村絵図の復原図

十五日

十六日

十七日

十八日

十九日

御免 楠

以上

一、物人数弐拾弌人

内

拾五人

御免極

御免極

八屋 椎田御

赤池御藏見分

高原御藏見分

引取

呼野休

成竹休

新町休

弓ノ師牛
大橋泊

小祝休 同所見分

壹宿

藩役人の郷藏検分と御免極の廻郡にあたつて、村役人（大庄屋・庄屋）は、「田畠御水帳」・「田畠名寄帳」・「田畠坪付帳」・「田畠新地検地帳」・「山鑑」などを役宅に必ず備えなければならなかつた。年貢の納期は、年によつて遅速はあるが、初納は大体九月十一日前の定めであり、早稻は一番収納、中稻は二番収納、晚稻は皆済納となり、納入期限は十二月十日であつた。

文化三年（一八〇六）八月三日の「觸」（長井手永大庄屋日記）・九大文化史研究施設所蔵）に、次のような記事がある。

觸

当秋年貢米来ル（八月）十七日初納申付候、これに依り、御郡中諸商人札来ル（八月）十五日悉取揚、大庄屋共手前に預り置、勿論御事務内商人共、村内徘徊致候はば、廻り役のもの差出し、召捕せ候条、銘々稠敷申聞せ候様御郡中御申觸これあるべく候、以上

八月

（仲津郡郡奉行）
井上与三左衛門様

伊藤勘解由
（郡代）

右の史料のように、藩は、初納前に諸商人札を取り上げて大庄屋の元で保管させ、年貢収納期間は商人が村内に立ち入ることを禁じ、私穀の売買を禁止した。また、領内の津々浦々で「津留め」を実施して米穀の領外流出を取り締まつたのである。そして、年貢完納後、大庄屋から諸商人札がそれぞれに返却された。年貢納入の最終責任者である各手永の大庄屋たちは、十二月の末ごろに小倉城下の紺屋町（企救郡は別）にある郡屋に出張して、最後の決済業務に従事しなければならなかつた。

浜出し費用
と大坂回米

明和元年（一七六四）、森守之が著述した『郡方大綱秘記』によると、各郷藏の浜出し費用は、行事・大橋・沓尾は一石につき米二合、椎田は二合五勺、八屋は一合五勺であった。小倉への回漕運賃は、行事・大橋・沓尾からは一石につき一步三朱、椎田からは一步五朱、八屋からは一步六朱の定めであった。そして、小倉での水揚げ費用は、一律に、一石につき二合であった。

こうして、小倉の藩庫に収納された年貢米は、毎年一〇万石余であった。小倉小笠原藩の元禄三年（一六九〇）ごろの大坂回米量は二万五〇〇石余で、年貢米に占める割合は四分の一であった。それが、明和期（一七六四—七二）には五万石余となり、年貢米の半分は大坂へ積み登された。

小倉小笠原藩は、小倉から大坂へ積み登せた年貢米や国産品を売却して、それを換金するために、大坂に蔵屋敷を設置した。第72表は、小倉藩の蔵屋敷の所在地および名代（屋敷地の名義人）・蔵元（蔵物の保管・出納をする商人）・掛屋（売却代金の収納を担当する商人）を一覧表にまとめたものである。

第72表
小倉小笠原藩の大坂蔵屋敷

維新前	年号	蔵屋敷位置	名代	蔵元	
				掛	屋
延享四	（一七四七）	中ノ島 塩屋六右衛門	助松屋忠兵衛	平野屋三郎兵衛	同上
宝曆六	（一七五六）	中ノ島常安町	助松屋新次郎	池田屋弥太郎	同上
安永六	（一七五七）	（一七七七）	同前	助松屋忠兵衛	同上
天明三	（一七八三）	中ノ島 塩屋六右衛門	鴻池屋三郎兵衛	鴻池屋八左衛門	同上
文化十一	（一八一四）	港橋北詰（中ノ島）	鴻池屋三郎兵衛	鴻池屋八左衛門	同上
天保六	（一八三五）	同前	同前	同前	同上
維新前	同前	同前	同前	同前	同上

『日本経済史辞典』上巻による。

豊津の酒株仲

豊津町域で生産された収穫米のうち、過半は年貢米として、小倉の藩庫に収納されたが、

間と造石高

残りの豊津米の中から、例えば、享和三年（一八〇三）には九〇石、嘉永三年（一八五〇）

には五五石の酒造米で酒造りが行われた。

酒造りは、誰でも許可なく出来る、というものではなかった。江戸時代は「米の経済」ともいわれるよう
に、米を主原料とする酒造には幕府の保護と統制が行われ、酒造人になるには藩を通じて、幕府の勘定所の
許可が必要であった。

「長井手永大庄屋日記」の天保十四年（一八四三）十二月六日の条に、次のような記事がある。

此度公義（幕府）よりの御鑑札酒造人共へ相渡候に付、左の通りに致し方宜敷かるべきの評議に付、案
書の通り相認差出さるべく候、尤早々右伺書差出相成られ候様差計らるべく候、已上

西 正左衛門

十二月六日

大庄屋中

御伺申上覚

此度御勘定所より酒造人え御鑑札壹枚宛御渡下置かれ頂戴仕候、然る処、火・水の難も計り難く御座候
に付、恐れながら、上え御預申上置度御伺申上候、此段宜敷仰上られ下さるべく候、以上

何郡

卯
何
月

右の通御申上候間、宜敷仰付られ下さるべく候、以上

懸り
大庄屋 誰印
同村庄屋 誰印
酒造人 誰印
同村庄屋 誰印
酒造人 誰印
何村 誰印
同村庄屋 誰印
何村 誰印

酒造御鑑札渡手帳

大橋村富田屋

吉九郎

代替當時

元治郎

同 村松屋

傳 藏

(中略)

右の通

卯

十二月

第3章 戸 時 代

つまり、このたび、幕府の勘定所より小倉小笠原藩内の酒造人に対し、酒造許可の鑑札が一札ずつ下付されたが、鑑札が火災や水難で破損しても悪いので、藩へ預け置きたい、と酒造人・庄屋・大庄屋の連名で「御伺」をたてた形式を探っている。このときに下付された豊津町域の酒造人は、光富村百姓仁右衛門と惣社村百姓治右衛門の二人であった。

享和三年（一八〇三）の「株高酒造控写」（犀川町玉置文書）に、

一、右酒造御改のため日田御代官所より御役人相廻り候趣に付、左の通相心得、不都合これ無き様、精々手堅御申付これ有るべく候、尤江戸表よりも御役人不時に見分の義もこれ有るべき趣相聞へ候
とあるように、日田代官、時には幕府役人の酒造改めが行われた。

第73表は、享和三年と文化二年、天保十年、同十四年、弘化四年、嘉永三年時点における豊津町域の酒造人と酒造米高・当時造石高・運上銀を表示したものである。

享和三年の町域の酒造人は二人で、酒造米高一八〇石の半分にあたる九〇石の酒を造り、一七二匁の運上銀を上納している。

嘉永三年の酒造人は一人（節丸村半兵衛）で、酒造仕込み高が五五石であるが、酒造米高が不明である。しかし、同年の長井手永山鹿村伴助の当時造石高（仕込米高）五四石に対する酒造米高が八〇石であるので、節丸村半兵衛の場合も、酒造米高は八〇石と考えられる。

第73表 豊津町域の酒造業

年号	村名	酒造人名	酒造米高	当時造石高	運上銀
享和3 (1803)	国光	恒作 富仁 右衛門	100 80	50 40	86 86
文化2 (1805)	国光	作代 富仁 右衛門	90 80		
天保10 (1839)	国光 惣惣 富社 治社	雄作 仁治 右右 衛衛	平門 門門	大橋村與九郎より酒造株を借受(文政3年より10ヶ年間)	
天保14 (1843)	惣光 富治	右右 衛衛	門門		タ
弘化4 (1847)	光節 富丸	仁半 右兵	門衛	弘化2年、下伊良原村治兵衛より酒造株を譲受	
嘉永3 (1850)	節丸	半兵衛	(80)	55	運上銀制中断中

「長井手永大庄屋日記」（享和3年・天保10年・同14年・嘉永3年）、「仲津郡節丸手永酒造人御鑑札写御改帳」（弘化4年）による。

酒造米高に対する当時造石高の割合が、享和三年には二分の一、嘉永三年には三分の一になつてゐる。これは幕府が出した、二分一減石令（半造）、三分一減石令（三分の一造酒）によるものである。

幕府の寛政元年（一七八九）八月の触れ（「御触書天保集成」）と享和三年三月十三日の「酒造之義度々從 公義被 仰出候覺」（九大文化史研究施設所蔵）によると、諸国の酒造米は元禄十年（一六九七）の酒造米高を基準高として、正徳期（一七一—一六）にはその三分の一、さらに五分の一造酒にまで制限された。宝曆期（一七五一一六四）には一時、元禄期（一六八八—一七〇四）の造石高を上限に生産規制を解除したが、天明の飢饉後、天明七年（一七八七）には前年造酒実績高の三分の一造酒に制限された。

そして、寛政六年（一七九四）には、諸国が洪水の被害を被つたため天明六年以前までの酒造米高の三分の一造酒に制限されたが、寛政七年から享和二年までは定例どおり皆造された。しかし、享和三年は、前述のごとく、幕府勘定所より二分一減石令が出され、半造となつた。その後、文政十三年（一八三〇）は三分の二造酒、天保五年（一八三四）は三分の一造酒、嘉永三年は三分の二造酒と推移した。

第74表は、小倉小笠原藩の酒造人と酒造米高・運上銀あるいは冥加銀を表示

みょうがきん

第74表 小倉小笠原藩の酒造

年 代	仲 津 郡	領内合計			
		酒造人数	酒造人数	酒造米高	運 上 銀
元禄14年(1701)			55人		50貫
天明8年(1788)	17人	103	28,976.8		
寛政元年(1789)		103			
文化2年(1805)		103	14,760.6.4		
天保13年(1842)		104	11,297.7.4		12貫.40目

「豊前國小倉領酒造米高并休株高之覺」（文化2年3月）、『福岡県史』第3巻下冊による。

したものである。元禄十四年に、領内で五五人いた酒造人は、天明八年には一〇三人と、ほぼ倍増している。しかし、天保十三年には一〇四人と、一人増えているだけである。

小倉藩全体の酒造米高は、天明八年が一万八九七石八斗で、ほかに酒造休高が三三〇〇石であった。天保十三年は一万一二九七石七斗四升で、天明八年の酒造米高の三九%に減石しているが、これは文化元年（一八〇四）の酒造米高十分六減石令（十分四造酒）によるものである。

運上と冥加

ところで、元禄十四年（一七〇二）に、領内の酒造業者五五人は、運上銀として銀五〇貫目を納めているが、天保十三年には領内の酒造業者一〇四人が、運上銀の代わりに冥加銀一二貫四〇目を納めている。これは、なにを意味するのであろうか。小倉藩の運上銀と冥加銀、そして酒造株について、次に考えてみよう。

幕府や藩は、商工業に従事する同業者たちが結合した仲間を許可し、生産と販売の独占的な権利を付与した「株」をもつ商業者の団体として株仲間を保護・統制した。

小倉小笠原藩では、元禄十年（一六九七）に、酒造同業者に対して酒造株が許可され、その独占的な営業権に対する反対給付として運上銀を上納させた。四年後の元禄十四年には、既に株仲間として公認された酒造業者五人が、運上銀として銀五〇貫目を年四回（納入期限は、三月朔日～十日、五月朔日～十日、七月十日～二十日、十二月朔日～十日）に分けて上納した。運上銀の上納場所は小倉城下の表蔵であったが、享保十七年（一七三二）以降、郡中からの運上銀は各郡土蔵に納めることになった。

文政八年（一八二五）七月二十二日、藩は酒造に関して、次のような触れを出している（『長井手永大庄屋日

記」)。

「上方酒」や「他領の酒」を買い請け、その酒で商いをしてはいけないこと、「地壳酒屋共」が酒の値段を引き上げたり、あるいは「升目」(酒量)を減らしたり、交ぜ物などをしてはいけない、とした上で、次のように定めている。

一、当御領酒造のものは是迄旅え売出候もの当年一ヶ年売出し差留め候間、地壳致すべく候事

一、農業助勢のため酒造存立ぞうじたて候ものこれ有り候はば、願出すべく候、新株たり共、詮議の上、申付くべく候

すなわち、当年は、酒の旅売りを禁じ、地壳りすること、農業助勢のため新しく酒造を希望するものには、新株を許可する、というのである。藩は、新しい株仲間の公認で、殖産興業の振興と財政増収を計ろうとしたのである。

小倉藩では、この酒造株のほかに、株仲間の仲間株として、主なものに醤油株・酢製造株・質屋株・薬種株などがあつた。

天保十二年(一八四二)、幕府は、株仲間の独占が物価騰貴になる、という理由で、株仲間の解散令を発した。西国諸藩の多くは、この幕令に抵触して株仲間を存続させたが、譜代であつた小倉小笠原藩はこれに従い、株仲間と運上銀制を廃止した。翌十三年からは酒造株制は廃止され、酒造稼かせぎの名目となり、同十四年には酒造家の名前調査が行われた。

小倉藩では、運上銀制に代わるものとして冥加銀制を早速導入した。同十三年に、領内の酒造業者は一〇

四人が、運上銀ではなく、冥加銀一二貫四〇目を上納するようになつたのは、このような経緯によるものであつた。嘉永四年（一八五二）、幕府は、株仲間の再興令を出し、小倉藩でも株仲間と運上銀制が復活したが、明治五年（一八七二）、ついに明治新政府は、株仲間の解散を命じ、小倉藩でも株仲間と運上銀制が消滅した。

次に、「元豊津縣管轄酒造人・造高名前帳」を基に、第75表を示しておこう。この史料の作成年代は、明治

第75表 元豊津県の酒造人と酒造高

明治5年（1872）3月

酒造高	田川郡	京都郡	仲津郡	築城郡	上毛郡	元豊津県
(石)	(軒)	(軒)	(軒)	(軒)	(軒)	(軒)
400	1					1
300	2		3			5
290	1					1
280				2		2
260				1		1
250	1	1			2	4
240	1			1		2
220		2		1		4
200	2	1	1	1	4	9
180	2	1	3			6
170			2	1		3
160		1			1	2
150	4	1	1	3	1	10
130	1					1
120	1	1	1	2	1	6
100	1		6			7
80	3		2			5
70				2		2
60	1					1
50	2		4	2		10
40				2		2
30			1	2		3
20	1		1	2		4
10	1			1		2
計	25	8	25	23	12	93

「元豊津縣管轄酒造人・造高名前帳」文書による。

五年三月、作成者は、仲津郡（現京都郡）の旧節丸手永大庄屋節丸一作である。豊津県は、明治四年十一月十四日に、中津県・千束県とともに小倉県になつてゐるので、この史料が作成された時点では、既に小倉県になつてゐるのである。

この一覧表によると、元豊津県の田川・京都・仲津・築城・上毛の五郡で、明治四年に九三軒（あと一軒は休造）の酒造人が一万三五〇〇石の造酒を行つてゐる。平均して一軒一四五石の酒造高に当たる。最高は、田川郡猪膝町の中村元次郎で四〇〇石、最低は一〇石だつた。

仲津郡は、酒造人二五軒、酒造高三二〇〇石で、田川郡とともに酒造りが盛んな土地柄であつた。

(二) 菜種子の生産と流通

(1) 菜種子の生産と集荷

特産地 豊津

近世の豊津地域は、菜種子の豊かな生産地帯であつた。「あぶらな」の種子から採取した菜種油は、食用油として、また、灯火用油として貴重な生活必需品であつた。菜種油の原料である菜種子は、農村地帯にとつて重要な商品的農業作物の一つであつた。小倉藩の中で、仲津郡は、菜種子の生産が盛んな地域であるが、とりわけ節丸手永は生産量が多かつた。

「国作手永大庄屋日記」の寛政十一年（一七九九）九月朔日の条に、

覚

一、菜たね拾石五升

平嶋手永

一、同 七石八斗七升壱合五勺
一、同 八石八斗五升五合五勺
一、同 五石四升九合
一、同 六拾七石貳斗三升三合
メ九拾九石五升九合

元永手永 国作手永 長井手永 節丸手永

(寛政十一年)

大橋町松屋

八月

右の通菜種子當年出来立の分、手永／＼村々より此節迄出払申候に付、買込み高書付差上申候、以上

未

善次郎

とある。これによると、節丸手永が六七石二斗三升三合と、一番多く、六八%を占め、国作手永は八石八斗五升五合五勺で、九%を占め、両手永を合わせて七七%の生産高を上げている。すなわち、仲津郡では、豊津町域は、犀川町域に次ぐ主要な菜種子生産地帯であったのである。

寛政十一年に一〇〇石近くあつた仲津郡の菜種子の生産高は、その後低迷したようで、三年後の天保二年（一八三二）、藩は、菜種子の生産確保

第76表 豊津町域の菜種子出来高

手永	村名	生産高
節丸	岡原	0.2
	富丸	1.3
		2.0
		2.5
国作	国惣	1.3
	有下	0.3
	田皆綾	2.0
	國上	0.4
	彦	4.0
	徳	0.7
	中	2.1
	見野	0.6
平島	分坂	1.0
	政	3.0
計	16か村	23.1

「仲津郡村々諸産物出来高書上帳」（明治2年）による。

第3章 江戸時代

と奨励のため、領内の六郡に生産目標高を提示した。仲津郡の目標高は二〇石で、それを郡内の五手永に次のように割り当てる。節手永に一四石、長井手永に二石七斗、国作手永に二石、平嶋手永に八斗、元永手永に五斗。仲津郡の菜種子の生産高は五分の一に激減したが、相対的に、豊津町域が主要な菜種子生産地帯の一つであつたことには変わりがなかつた。

第76表は、明治二年（一八六九）の豊津町域の菜種子出来高を表示したもので

第51図 菜種子の流通機構



「国作手永大庄屋日記」（寛政11年）、「長井手永大庄屋日記」（天保7年・同14年）による。

ある。町域では、田中村・徳政村・節丸村・綾野村・光富村・有久村の各村が四石から二石までの出来高を数える生産地であった。

(2) 菜種子の流通機構

地売りと大坂積み登せ 第51図は、菜種子の流通機構を図式化したもので、A型とB型とC型の、主として三つの流通ルートがあった。

まず、寛政十一年の例を基に、A型について見てみよう。「国作手永大庄屋日記」の寛政十一年(一七九九年)五月十二日の条に、

菜種子座手先

大橋町松屋

米 藏

同 松屋

松 治 郎

續命院村

和 助

横瀬村

伴 藏

元 永 手 永
國 作 手 永

長 井 手 永

節 丸 手 永

今井村

平嶋手永

久兵衛

とある。農家で生産された菜種子は、その生産地の手永ごとに割り当てられた菜種子座手先によつて買い集められ、仲津郡の菜種子座である大橋町松屋善次郎の元へ集荷された。菜種子座へ集荷された菜種子は、地元に手絞板場職がいる場合は、その一部が板場職によつて菜種油に製品化され、油粕は肥料として活用された。寛政十一年には、仲津郡五手永より九九石五升九合の菜種子が菜種子座松尾善次郎の元へ集荷されたが、そのうちの三二石五斗を、行事村の喜兵衛船で大坂の種子座池田屋五兵衛へ積み登せている。この件に關しては、「国作手永大庄屋日記」寛政十一年八月二十六日の条に、次のよう記されている。

覚

荷主

善次郎

一、菜種子七拾(俵)表

但、壹俵に付四斗五升入

石数三拾壹石五斗

右は此度行司喜兵衛船にて大坂池田屋五兵衛方へ積登申たき段、願出申候に付、御伺申上候、以上

大橋村

九(庄屋) 平次

次に、天保七年（一八三六）の例を基に、B型について見てみよう。

仲津郡のうち、長井手永の村々で生産された菜種子は、まちたねかいぶん 蒔種子四分をのぞいた四石八斗七升二合六勺が

菜種子座崎山村仁七に買い集められた。仁七は、そのうちの二石四斗三升六合三勺を蓑島浦の積登種船頭利兵衛の元へ寄せた。他方、節丸村の菜種子は、蒔種子畠分をのぞいた五石五斗が菜種子座下伊良原村曾右衛門に買い集められた。曾右衛門は、そのうちの二石七斗五升を手絞り分として板場職に売り、残りの二石七斗五升を蓑島浦船頭利兵衛の元へ預けた。こうして利兵衛の元に集荷された仲津郡の菜種子は、彼の持船永福丸に積み込まれ、大坂の種子座（菜種子問屋）大和屋庄助へ売り渡された。大和屋庄助は、各地から集荷した菜種子を絞油屋へ売却した（第52図参照）。そして、製品化された菜種油は、食用油として、あるいは灯火用油として消費者の手に渡った。

次の史料は、「国作手永大庄屋日記」天保九年（一八三八）十一月二十四日の条に散見される菜種子の「売分仕切」である。大坂北浜二丁目の菜種子問屋大穀屋治郎兵衛より仲津郡崎山村の菜種子座仁七と、蓑島浦の種登積船幸徳丸の船頭茂兵衛へ宛てた菜種子の売捌き仕切である。

御賣分仕切

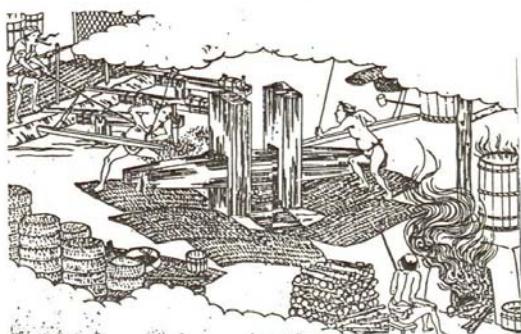
一二 菜種式俵

三斗壱升四合廻り

内四合 土砂引

正味六斗五升

九拾貳匁かへ



第52図 油絞り職人 菜種油を絞る。油粕も肥料として重要である。『古文書参考図録』による。

第3章 江戸時代

天保十一年、小倉藩は、年貢米収納事務に関する「御改法」を発布するとともに、小倉城下宝町一丁目に産物会所を設置し、領内諸産物および残米の売買を行事（現福岡県行橋市行事）の飴屋（玉江家）と宇島（現福岡県豊前市宇島）の万屋に受け負わせた。田川・京都・仲津の三郡は飴屋、築城、上毛の二郡は万屋が取り扱うようになった（第53図・第54図参照）。

「長井手永大庄屋日記」天保十四年（一八四三）八月六日の条に、同十一年



第54図 菜種子畠の写真

産物会所と 次に、天保十三年（一八四二）の例を基に、C型の流通ルートを見てみよう。

崎山村仁 七殿
幸徳丸茂兵衛殿

戊八月六日

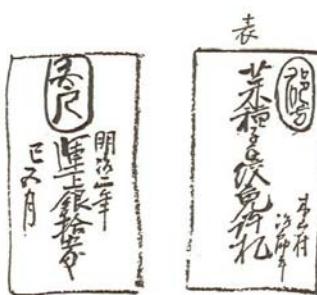
大穀屋治郎兵衛
判

右の通賣捌仕切銀子相渡、此表出入無く相済申候、以上

メ五拾三匁貳分四厘

内壹匁 水上
又貳匁八分 運賃

代五拾七匁四厘



第53図 菜種子手絞免許札

の仲津郡の菜種子の集荷・売却に関する記事が見える。

仲津郡

(天保十一年)
去子年
一、菜種作高拾八石八斗貳升

稻童村・松原村・真菰村
有久村・大坂村・崎山村
柳瀬村・喜多良村・鑑畠村

上伊良原村・下伊良原村・帆柱村
扇谷村



内

一、七斗貳升

蒔種に開置候分

一、三石

手絞に仕候分

残拾五石壹斗

内

一、四石貳斗

蒔種に開置候分

一、四斗

手絞に仕候分

一、拾石五斗

蒔種に開置候分

小倉綿屋茂兵衛え壳渡申候

万屋助九郎え壳渡申候



さらに、同日記天保十四年七月十九日の条に、同十三年の仲津郡の菜種子の集荷・売却に関する「覚」がある。

卯
七月
(天保十四年)

覚

国作手永

大橋村

勘七

一、菜種子三石

但、去寅年買集、手紋仕申候
(天保十三年)

長井手永

崎山村

弥兵衛

一、同五石

但、去寅年買集、万屋助九郎へ売渡申候

同村

平

一、同四石弐斗

但、右同断、小倉綿屋茂兵衛へ売渡申候

節丸手永

下いら原村

一、同四斗

治 作

但、去寅年買集、飴屋儀兵衛へ売渡申候

上いら原村

常 藏

一、同五石五斗

但、右同断、万屋助九郎へ売渡申候

メ

卯
（天保十四年）
七月

天保十一年の產物会所設置後、長井手永で生産された菜種子は、崎山村市平の集荷分が小倉の綿屋茂兵衛へ売り渡され、崎山村弥兵衛の集荷物が宇島の万屋助九郎へ売り渡された。他方、節丸手永の菜種子は、下伊良原村治作の集荷分が行事の飴屋儀兵衛へ売り渡され、上伊良原村常蔵の集荷分が宇島の万屋助九郎へ売り渡された。こうして、領内の菜種子を買い集めた綿屋・飴屋・万屋らの菜種子売捌^{うりさばきかた}方は、それぞれの持ち船で、大坂の菜種子問屋へ菜種子を回漕した。

座と株仲間

小倉藩には、前述の「株仲間」のほかに、菜種子座や炭材木座・綿実座・綿実買集座・牛馬皮買座などの「座」があった。これらの座のうちで、最も発達していた座が油座で、種油・

鯨油・胡麻油・白胡麻油などの油種によつて卸売・受売・小売などの分化があつた。

天保十二年（一八四二）、幕府の株仲間解散令により、小倉藩の座も株仲間も同じように名目上廃止された。その後、嘉永四年（一八五二）の株仲間再興令で、小倉藩の座も株仲間も復活したが、明治五年（一八七二）、

明治新政府の株仲間解散令で、ついに豊津藩の座は株仲間とともに消滅した。

(三) 綿実の生産と流通

綿実座と兵 庫積み登せ 第77表は、明治三年（一八七〇）の豊津町域の綿実予想出来高を村

ごとに表示したものである。

町域では、光富村・国分村・国作村・田中村・上原村が、綿実（繰綿をつくった残りの綿の実—綿の美油を絞る）の産地であった。

享保十年（一七二五）、仲津郡行事村の飴屋（玉江家）彦右衛門は、綿実を買い集める商元を始めた。その後、寛政十一年（一七九九）には、大橋村の苅田屋清助が仲津郡の綿実座を請け負っている。すなわち、「国作永大庄屋日記」同年四月十七日の条に、

覚

荷主

清

助

一、綿実百俵
但、壱石五斗入

第77表 豊津町域の綿実出来高

手永	村名	生産高
吉	岡原	石斗 0.7
上	富丸	1.3
光	作社	2.0
節	久原	0
丸	中見	1.6
	野	0.8
	分坂	0.5
	政	0.4
國	上	1.5
	下	1.0
	田	1.2
	皆	2.0
	綾	1.0
	國	0.8
作	上	0.8
	德	1.0
平	彥	0.8
嶋	徳	1.0
計	16か村	16.6

「仲津郡村々諸產物出來高書上帳」（明治2年）による。

メ 石数百五拾石

右の通行司喜兵衛船にて兵庫淡路屋庄三郎方へ積登申候、依て御注進申上候、以上

(寛政十一年)

未

大橋村

四月十七日

右の通申出候間、御届申上候、以上

九平二

(国作手永大庄屋)

國作

貞

左

衛門

（仲津郡筋奉行）
村上八郎様

とある。苅田屋清助の元へ集荷された綿実のうち、同年四月十七日には、一五〇石の綿実が、行事村の喜兵衛船で兵庫の綿実問屋淡路屋庄三郎の元へ回漕されている。また、同年の七月五日にも、同様にして綿実九〇石が兵庫の淡路屋庄三郎の元へ積み登せられている。

その後、行事村の飴屋は、苅田屋清助から仲津郡の綿実座を買いとり、さらに田川郡の綿実座を香春町の利右衛門から十カ年借り受け、京都・仲津・田川三郡の綿実座を独占していったのである。

（四）櫨実の生産と生蠟の流通

櫨は、ウルシ科の落葉喬木で、実から生蠟をとり、灯火用の和蠟燭や鬚付け油の原料とし、樹皮は染料として重用された。『大和本草』には「其材作弓、其葉秋紅ナリ」

とあり、原産地は琉球である。

いつごろから櫛より蠟をとるようになったか判然としないが、江戸時代になつて蠟の生産は増大した。長州藩は、天和元年（二六八二）に薩摩から種子を入手したが、普及したのは十八世紀初頭で、藩は領内の寺社境内、百姓の屋敷周り、武家や町人の屋敷地での栽培を奨励し、栽培法についても詳細に領民に指示している。肥後藩での原料の櫛の本格的仕立ては、十八世紀初頭からのことである。薩摩から買い入れた種子を播種し、堤防や荒蕪地に移植した。西南諸藩の多くは、蠟の専売制を採用し、藏物として大坂や江戸市場へ移出した。豊津町域は、犀川町域とともに櫛実の特産地であつた

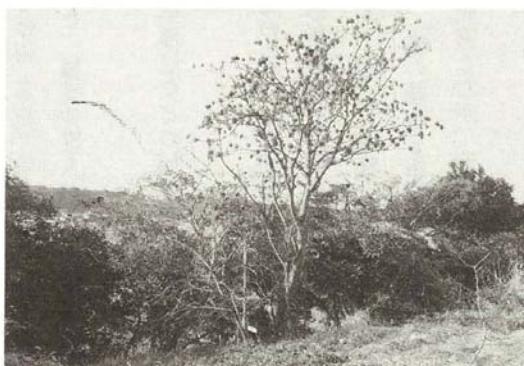
（第78表・第55図参照）。豊津町域は、節丸村・光富村・彦徳村・国作

第78表 豊津町域の櫛実出来高

手永	村名	出来高
節 丸	吉岡	0石
	原	0
	富	5000
	丸	10000
国	作	2000
	社	1000
	久	0
	原	200
	中	200
	見	0
	野	800
	分	2000
作	坂	1300
	政	1200
平 嶋	彥	3000
	徳	2000
計	16カ村	28700

「仲津郡村々諸産物出来高書上帳」（明治2年）による。

第55図 ハゼ並木



村・国分村・徳永村が櫛実の生産地で、犀川町域は、生産地、そして犀川（今川）の舟運を生かした集荷地として栄えた。また、犀川町域は、櫛実を絞つて生蠟を取る板場があり、櫛実仲買人がいて、生蠟の町域自給と櫛実の域外移出が行われた。

藩は、領内で生産される櫛実・菜種子・楮など^{こうぞ}の農産物や生蠟・菜種油などの加工商品を専売化し、国産奨励を推進した。

寛政六年（一七九四）、勝手方引請家老犬甘兵庫知寛は、藩財政再建のため、「御建替仕法」を発し、年貢増徴と農村商品作物の奨励を行った。本百姓の出夫や諸掛かりものを高割りから軒割りに改め、無高・遊民・職人・商人にまでこれらを賦課した。小作人に増作を奨励し、職人・商人・医師・後家にも耕作を義務づけ、これに従わないものは免許札を取り上げた。殖産興業としては、櫛の栽培を指導し、奨励した（『北九州の歴史』）。これらの諸策で、窮乏化した藩財政は立ち直り、藩庫は充実したが、苛酷な年貢増徴で農村は疲弊し、荒廃した。

文政十年（一八二七）、藩は、田川郡赤池村に国産会所を新設し、生蠟・楮・鷄卵など一三品目を指定して集荷・販売した。この国産仕組では、米穀と生蠟が主として取り扱われ、集荷された産物は大坂を中心販売された。

しかし、この国産仕組は、藩札の下落で失敗し、天保四年（一八三三）買米を中心とした国産方仕法が開始され、天保五年に国産方役所が設置された。同七年には、領内の余剩米を買い上げる米切手を発行し、産物買集所を企救郡田野浦と上毛郡宇島に設けた。

同十年には、この国産方仕法を中止し、生蠣方会所を設置した。郡中生蠣方の係のほかに、江戸廻生蠣御会所御用掛として仲津郡大橋村の商人柏木勘七を任命、さらに諸産物田野浦引請世話方として京都郡行事村の飴屋喜兵衛と宇島の万屋助九郎を任命した。藩は、このように、柏木・飴屋・万屋ら豪商を会所仕法の世話人に登用し、徳人依存体制の殖産興業政策を推進していくた。

この会所仕法は、弘化二年（一八四五）に中止され、その後、嘉永七年（一八五四）、勝手方引請家老島村志津摩貫倫は、小倉織・製薬・金山・石炭などの生産を奨励し、商品作物の開発と藩専売制を実施した。

小倉・行事・宇島の三カ所に会所を設置し、田川郡と築城郡にそれぞれ一ヵ所取扱所を設けて、領内の米穀と諸産物を集荷し、藩の独占で販売した。

当初、櫛実の買い集めは蠣板場免許人に限定されていたが、天保元年（一八三〇）ごろには実際に集荷商人が発生しているので、藩は櫛仲買人や櫛実問屋を追認していくた。「長井手永大庄屋日記」嘉永六年（一八五三）の条には、御用板場櫛仲買人として、長井手永では、續命院・大坂・喜多良・大村・柳瀬・山鹿の各村にそれぞれ一人、崎山村に三人の名前が散見される。これらの櫛仲買人は、「櫛実買方提札」という免許札を藩より交付された。櫛仲買人は、その反対給付として、毎年運上銀八匁六分を藩庫へ上納した。なお、慶応四年（一八六八）—明治三年（一八七〇）には、續命院村藤七や崎山村林平蔵のように、櫛実仲買札と板場御免札の両札を持つた職商人もいた。彼らは、櫛仲買札運上銀八匁六分とともに、板場札運上銀四三匁を銀小物成として毎年藩庫へ上納した。

櫛実の値段は、大坂相場を基準に、毎年十二月中旬に決まり、生蠣は大坂と下関へ回漕し、販売された。

(五) 諸産物の生産と商人札

職人・商人 幕府や領主は、商業・工業・漁業その他の生業に

従事する個人や株仲間・座に特權的保護

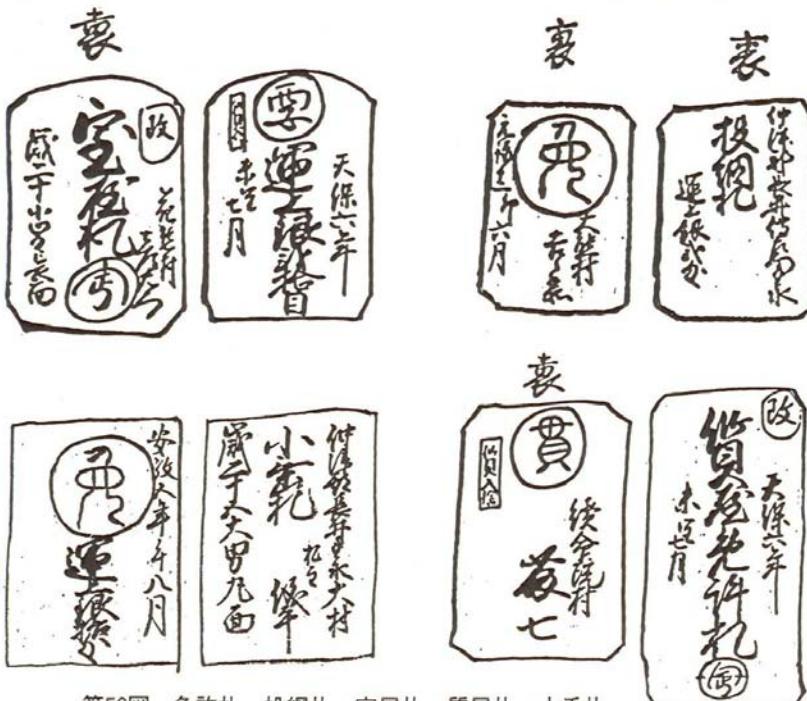
ないし利権を与えるとともに、その経済

活動を統制し、反対給付として免許税や

営業税に当たる冥加銀あるいは運上銀を

上納させた。

小倉小笠原藩でも、職人や商人に、その営業権を公認した証しとして免許札を発行した（第56図参照）。当藩では、この免許札のことを「免札」・「札」・「商人札」・「商札」・「棒札」などと呼んでいた。



第56図 免許札一投網札・室屋札・質屋札・小垂札一

与することを禁じた。したがつて、無札のものは商売ができなかつた。

次の史料は、文化十三年（一八一六）七月に、国作手永国作村徳右衛門が揚酒場の免許札を藩へ申請したときの「覚」（「国作手永大庄屋日記」）である。

覚

一、揚酒場御免札 壱枚

右は私儀、此度揚酒商賣仕度御願申上候、御慈悲の上を以、願の通仰付られ下置かれ候はば、有難く存じ奉候、其のため願書差上申候、以上

国作村願主

徳右衛門

同 村庄屋

藤 四郎

右の通願出申候に付、則願書差上申候、以上

国作甚左衛門

（都奉行）
井上与三左衛門様

藩の勘定所は、申請内容を検討の上、免許札を願主に下付した。免許札を交付され、職人あるいは商人になると、その職種によって決められた法定の運上銀を藩庫へ納入する義務が課せられた。第79表は、明治元年（一八六八）の免許札の種類と運上銀を表示したものである。例えば、揚酒場札を交付された職人は、年

第5編 近世

第79表 諸免許札

諸茶杓石燒鬢摺油燒櫛菜鑄稻塗古土素線蠟鹽綿酢瓦桶水猪鍛魚蜜小中大
免許札
商手灰附白物細人麵香實手車口店店店
魚人手手造荷細手手手手手
宿製子燒製製壳商工商掛扱工商製製燒商絞造燒屋酒冶商商商商

鍋材綿轆	犬煙煙楮荒綿焚檜肥塩鑄鋤櫨藍	室商魚大紙質紺雜合板醬揚
木実轆	同ヶ草皮葛物し	實同屋同棒道
釜	巒管実炭物鎌問	間工具鐵物
問縹細步薪切	仲仲細物仲	田宿田宿
商屋商工行馬商張買買商商工商燒師商買屋舍町舍町屋	濱屋屋子藥場商場	造許札
三二一二	銀一	四二二一
○○○一三五四四八八一五八八〇三五八〇〇〇〇三〇五礼〇四三三三三	一四一一	御一二四四四四
五三三六六六六五六	銀	運上銀

反	雜油膏竹	唐產竹薪蠟鐵血白菜竹目附田綿綿入引材綿醬草瀨醬鐵小
古笠	積木拿	物細鍬燭道保種ノ替船割油木戶油物免
		鋼子皮舍木木實實米許札
	仲工風掛振紙手笠	間下荷手物荷細
買	魚入藥商芋買商呂商商藥漉絞商藥木店打商屋駄商座商絞商壳工商	
一〇二	一三八〇〇四五四二四〇〇八五四四二八〇五一四〇三七三五七五〇	運上銀
五	六	三三五三
五	六	三三五五五
		三

「国作手永太庄屋日記」による。

間四三匁、楮皮仲買札は八匁六分、綿実座札は四三匁、菜種子手絞札は一五匁の運上銀を上納しなければならなかつた。

第80表は、慶応四年（一八六八）の節丸手永の諸商人札（免許札）を、一覧表にしたものである。

幕末、明治維新期には、節丸手永でも紺屋や鍛冶屋・桶屋・醤油手造・竹細工などの家内手工業を中心とする職人が活躍し、商人の取り扱い商品も多様化し、在方商業の発達が顯著になつてゐる。節丸手永の中でも、光富村には、慶応四年時点で、桶屋二軒、醤油手造一軒、猪口酒商一軒、竹細工商四軒の家内手工業がみられ、そして、魚商三軒、塩商二軒、雜菓子商一軒、田舎店二軒、小店五軒があつた。十一年前の安政四年（一八五七）の光富村の竈数が七七軒であるので、そのうちの二二軒、つまり、二八・六^軒に当たる家が職商人であったのである。豊津町域を南から北へ蛇行しながら流れる祓川の右岸に点在する光富村は、節丸手永の大庄屋節丸（勢島）仁右衛門の居住村でもあつた。伊良原谷より下つた道筋は、光富村で高瀬方面と上坂方面と統命院方面に分岐した。したがつて、光富村には在町的職種の家が多かつた。

近世初期から幕末まで節丸手永の大庄屋居住村であつた節丸村も、光富村同様、藩主廻郡の「御道筋」に当たり、安政四年には竈数一〇四軒という大きな集落であつた。節丸村には、酒造一軒、紺屋一軒、鍛冶屋二軒、綿打商一軒、竹細工商四軒の家内工業と、室屋一軒、水車一軒、商棒二軒、雜菓子商一軒、田舎店三軒、合わせて一九軒の職商人たちが居住していた。嘉永元年（一八四八）の「仲津郡村々申諸取立本帳」（勢島文書・北九州市立歴史博物館所蔵）によると、節丸村は、銀小物成として鉄砲札一〇匁、投網札八匁、筌札一匁二分の合わせて一九匁二分を、光富村は、投網札二匁を上納している。山間部を奥地に持つ節丸村は、山

第5編 近世

第80表 節丸手永の商人社

慶応4年(1868)

計	摺 竹 細 工 商	引 割 下 駄 商	鋤 風 呂 差 金	焼 物 釜	水 車	板 場	菜 種 子 手 絞	醤 油 手 造	猪 口 酒	揚 酒 場	綿 打	紙 漉	鐵 冶	桶 屋	紺 屋	産 物 中	小 舍 買 店	田 舍 賣 店	反 古 買 方	雜 菓 子 商	室 屋	塩 屋	魚 商	商 棒	免 許 札 現 在 村名					
一																										吉岡				
二																										豊原				
三	三	四																								光富町				
一九	四																									節丸				
三																										末江				
三																										下高屋				
三																										内垣屋				
七																										犬丸				
一三三	二	一																								木井馬場川				
一四																										上高屋				
一二																										横瀬町				
一五	一	一																								下伊良原				
一〇																										上伊良原				
九		一																								帆柱				
一四三	一	二	三	六	二	一	三	二	一	三	三	一	二	四	八	九	一	六	四	三	一	四	七	一	四	七	三	二	三	手節丸

「国作手永大庄屋日記」による。

林生産とともに狩獵も盛んであった。また、祓川右岸の節丸、光富の両村では、川漁も行われていた。

一方、同じ節丸手永の中でも、吉岡村は、安政四年時点の竈数が二一軒というこぢんまりした集落で、慶応四年には小店が一軒あつた。また、上原村も、竈数二〇軒に対し、綿打商が一軒、小店が一軒であつた。

慶応三年（一八六七）六月の「仲津郡竈数・人・牛馬数書上大寄帳」（友石文書）によると、節丸手永の諸職人は六〇軒、御免札受は三二軒、国作手永の諸職人は四四軒、御免札受は一八七軒、平島手永の諸職人は一軒、御免札受は七一軒を数えている。

次に慶応四年（一八六八）六月の「仲津郡節丸手永表納諸免札書上帳」を基に、第81表として、節丸手永の「免札の種類・運上銀・納所」を示しておこう。

節丸手永の大庄屋節丸仁右衛門（慶応二年八月二十三日に就任し、明治三年に二作と改名、同五年に退任）より仲津郡筋奉行和田卓蔵へ報告された諸免札書上帳である。小笠原香春藩では、どのような種類の免札が発行され、それぞれの運上銀がいくらであつたのか、その一部を知ることが出来る。

第81表 免札の種類・運上銀・納所

慶応4年（1868）6月

免札の種類	単位	運 上 銀	納 所
鉄 炮 札	1枚	5匁	勘 定
投 網 札	1枚	2匁	ク ク ク
綾 子 細 札	1枚	4匁	ク ク ク
小 垂 札	1枚	10匁	ク ク ク
古 薪 馬 札	1枚	1匁5分	ク ク ク
古薪歩行札	1枚	5分	
松 札	1枚	1匁5分	
燒 炭 札	1枚	8匁	
松 葉 札	1枚	1匁	山方運上所
下 茄	30束	1匁	ク
新薪馬札	1枚	3分7厘5毛	郡 土 蔵
新薪歩行札	1枚	1分8厘5毛4拂	ク
踏炭札	1枚	43匁	ク

「仲津郡節丸手永表納諸免札書上帳」による。

(六) 林業(林業生産と山林政策)

山の種類 山の種類は、大別すると、公有林(領主林・藩有林・官有林)と私有林(民有林)とに区別される。近世小倉藩(香春藩・豊津藩)の山の種類を、次の五期に分けてみよう。

- ① 細川氏及び小笠原氏初期の小倉藩では、山林はすべて藩有林であつた。
- ② 天和年間(一六八一—八四)は、上り山(藩有林)と社寺山(宮山と寺山)・仕立山(民有林)の三種類であつた(天和三年十二月「長井手水山鑑寄帳」)(第82表参照)。
- ③ 元禄年間(一六八八—七〇四)は、上り山・請山(藩有林を領民に貸与、預り山)と仕立山の三種類であつた。郡代宿久善左衛門のとき、山林法を制定し、反別調査を実施した(『旧租要略』)。
- ④ 幕末期は、官山・上り山・拝領山(中老以上の大身に知行地とともに給与)と社寺山(民有地)・仕立山(同)・野山(同)の六種類であつた。(『小倉藩政時状記』)
- ⑤ 明治維新时期は、官林(御林・野原式)と私有林であつた。

山林管理と山方運上銀 領主林の保護・管理ならびに民有林の所管は、山奉行・口屋番・山ノ口であつた。山奉行は、主として林務に専任し、口屋番と在村の山ノ口が官林の保護、伐材・植林管理を担当した。天保八年(一八三七)時点の山奉行は、企救郡が細井彦兵衛(格式小姓組、三〇石五人扶持)、京都・仲津郡が田

第82表 長井手永山鑑寄帳
天和3年(1683)12月

山の種類	畝数		木数	
	町	山	本	木
上り植	168.	592	208,673	
上御藪	8.	701	47,250	235
百姓仕立	59.	121	50,561	
百姓敷	8.	971	1,613	5,858
座宮	0.	020	124	
寺前	19.	800	760	470
塚上			49,122	
ノ丸				
木藪				
ノ上				
ノり				

第3章 江戸時代

第83表 免許札と山方運上銀

免許札	山方運上銀 鑑札1枚につき
踏炭	勿分
銀	10.0
鍛冶炭	3.0
灰	6.0
松根	1.5
松枝	2.0
落木	1.7
鍬風呂	10.0
杓子	6.0
箕	3.0

第84表 小倉藩の薪札銀

郡名	薪札銀
企救	貫勿分厘
川	1,439.5.0
田	1,130.0.0
京都	496.8.8
仲津	503.0.0
築城	522.0.0
上毛	1,715.0.0
合計	5,806.3.8

中作左兵衛（同）、築城・上毛郡が下条藤左衛門であった。京都・仲津郡の山奉行役宅は、文化十年（一八一三）時点は平嶋手永の道場寺村にあつたが、その後、錦原に役宅が移され、天保十五年（一八四四）時点では、馬場庄助が錦原本陣を役宅に代用している。

口屋番は、苗字・帯刀を許され、切米七八石を与えられ、一山に二人ずつ配備された。山ノ口は、四六斗の給米を受け、一山に十数人配備された。

小物成として山林にかかる税には、請山運上・炭籠運上のほか、第83表のような免許札に対する山方運上銀があつた。

領民は、薪入手するため「馬札」あるいは「歩行札」という二種

第85表 仲津郡山方勘定（その一部）

寛政元年（1789）

品	手永	節	丸	長	井	計
材	木	141荷	8分8朱	80荷	6分4朱	222荷
代	銀	70目	9分8朱	40目	3分2厘	5分
運上銀	1荷につき	5分		5分		111匁
松葉	札	44枚		49枚		93枚
代	銀	44匁		49匁		93匁
運上銀	1枚につき	1匁		1匁		1匁
下	苅	453朱		120朱		573朱
代	銀	15匁1分		4匁		19匁1分
運上銀	1匁につき	30朱		30朱		30朱
代	銀	メ	130目4厘	93匁	3分2厘	222匁3分6厘

類の薪採取鑑札を下付してもらった代償として、藩へ薪札運上銀を上納した。元文年中（一七三六—四二）以降、第84表の運上銀を定納するようになった（『豊前旧租要略』）。

第85表は、寛政元年（一七八九）の「仲津郡山方勘定帳」のうち、節丸・長井両手永分を表示したものである。

木材生産は、仲津郡五手永のうち、節丸手永は四五^{さか}、長井手永は二五^{さか}を占め、両手永合わせて七〇%の生産高を数えている。山林樹木の下草や枝葉を刈り取り、領民が薪など日常生活に必要とする下刈りも、節丸手永は六四%、長井手永は一七^{さか}を占め、両手永合わせて八一^{さか}の生産高を上げている。豊津町域は、犀川町域とともに、郡内では山林の宝庫でもあった。

山 方 定

享保十五年（一七三〇）、小倉藩は、「山方定」を発し、山林の保護と管理を企図したが、一〇〇年後の天保二年（一八三二）にも、次のような山方「定」を出している。

定

- 一、上り山下方より願ニて式銀上納、銘々仕立山に差遣候も相成らざる事
- 一、上り山と仕立山式替相成らず候事
- 但、右両条拠無き趣意これ有候ハシ申出べし、評儀の上、差図致すべき事
- 一、野山式の分仕立山に願出候はば、詮儀の上、差免すべき事
- 一、御植付の諸木御用材に伐取、又は御払等の事
- 一、御帳面付の御用木伐取、又は御払の事

右の条々これ有候節は、評決の上、御山鑑・手永鑑・村鑑、三帳面に引合、山奉行押切判いたし、相渡さるべく候、尤御山式替の節は勿論役所調印をも致すべき旨申達候、後年に至、若不分明次第もこれ有候ては役々の本意を失候義に付、下方にても此旨相心得、定法の通越度おらどこれ無き様念入べき旨申達せらるべく候、以上

卯八月
(天保二年)

山奉行中宛

寛 宇 兵 衛

上り山（藩有林）を仕立山（民有林）に式替することを禁じ、野山式を仕立山に式替することは詮議の上、許可するとした。そして、上り山での請木伐採は、山奉行の許可が必要であるとした。

弘化三年（一八四六）五月にも「山方触書」を発しているが、これは享保十五年の「山方定」をほぼ踏襲したものである。この触れでは、野山への植林を奨励し、上り山での請木伐採については、伐採後の植林を義務づけている（第57図参照）。また、第十二条に、次のような条項がある。

一、四つ高松植付場所の儀は、其筋より差図受くべく候、尤冬内に詮義遂、或は畝数、松の員数、植付夫共に受書差出申すべき事

嘉永七年（一八五四）二月、藩は、四つ高松（高一〇〇石につき松の苗一〇〇本ずつをその村の空地に、農民が隙な正月に植えさせた）を村々に植え付けるように奨励しているが、仲津郡五手永が申し合わせ、植え付けの半分は、天生田より大橋の犀川（今川）の堤防沿いに植林するように指図している。植林の木種はどんな木でもよいが、柳の木の場合は指木さしきして植え付けるように指導している（「長井手永大庄屋日記」）。

世
用材の調達
規模な藩営の宇島築港
計画をたて、八月六日、
幕府へ築港の諸願書を

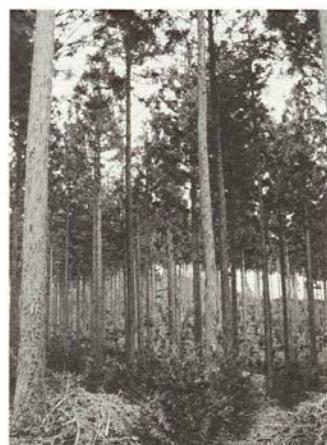
提出した。翌四年三月、

老中水野忠成の名で、幕府の許可が下りた（『杉生十右衛門』）。四月六日、起工式が行われ、大工事が始まった。藩は、工事に使用する資材調達を領内に命じ、各地の山林で松木や雜木の伐り出しが行われた。

四月二十四日には、早くも仲津郡五手永の山林から伐採された松木一二〇〇本、杭木二六〇〇本が宇島の工事現場へ運ばれてきた。山から伐り出した木材は、一九〇〇人の夫役動員で陸路松原村浜（現行橋市）まで搬出し、そこから船で宇島まで回漕された（『長井手永大庄屋日記』）。

文政五年四月にも、仲津郡より宇島へ用材が運ばれている。節丸手永では、仲津郡割り当て用材四〇〇本のうち、櫻四〇本、櫻丸木四〇本が帆柱山より伐り出され、人夫によつて沓尾浜まで搬出され、そこから船で宇島へ回漕された。その後も、帆柱山や長井谷をはじめ領内の各山より必要に応じて用材が宇島へ運ばれた。

文政十一年正月八日、着工以来約七年の歳月を経て、二万四〇〇〇貫余の莫大な工費と資材調達・人的動



第57図 植林

員によつて宇島築港が完成した。

南行原の　国作手永の国分村一村と、徳政村、上坂村、節丸手永光富村、長井手永統命院村・久富村・平
殖産開発　鳴手永彦徳村の六カ村の一部一帯の洪積台地は、樹木や雑草が繁茂して通行が困難であったの

で、地元では「ナンギョウバル」（難行原）と呼んでいた（『京都郡誌』）。この地方を旅した貝原益軒は、当地
のことを「国分原トテ方一里ノ広キ原」（『豊國紀行』）と記し、史料には、「南行原」・「南郷原」などと散見
される。

今川と戸川の浸食作用によつて形成されたこの台地は、丘陵の原野であったが、江戸中期以降、「殖産」と「植林」と「移住」によつて次第に開発されていった。

「国作手永大庄屋日記」文化十三年（一八一六）九月十二日条に、

一、櫨実拾八斤五合　南行原手永櫨、市右衛門書付前

とあり、同日記文政二年（一八一九）三月四日の条に、

一、櫨生実　三拾四斤　国作手水分

代銭五百拾文　壹斤に付十五文替

右ハ南行原櫨生実去寅年分、代銭市右衛門預り、〔郡奉行〕井上様へ御届申上ル

とある。そして、三月七日の条には、次のような記述がある。

一、櫨生実　弐拾弐斤　南行櫨卯〔文政二年〕年分

井上様に書出

代札式匁九分九厘

国作手水に割り当てられた「手水櫨」は、主として南行原で生産され、文化十三年には一八斤五合、文政元年には三四斤、同二年には二三斤の櫨生実が生産されている。そして、生産物高の二割相当を冥加銀として藩庫に上納し、残りの八割相当分は、その村方の牛馬代に充当させたのである。

南行原の開発と植林 天保四年（一八三三）、国作手水の大庄屋は、国分村南行原の上り山（藩有林）に松を植林した

い、と京都・仲津郡山奉行細井彦兵衛に願い出をしている。

「国作手水大庄屋日記」同年十二月晦日の条に、

国作手水

外式千四百拾九石 引高

四ツ高六千九拾石六斗五升六合七勺
一、松数九千百式拾本

但、国分村南行原上り山式に植付仕度願い奉候

内

一、三百九拾式本

一、七百式拾壹本

一、三百四本

一、八百三拾八本

一、式百壹本

国作村

福富村

惣社村

矢富村

有久村

一、武千武百七本
一、五百三拾九本
一、武百六拾八本
一、七百八拾七本
一、五百五拾四本
一、七百五本

一、七百六拾三本
一、百五拾本
一、六百九拾壹本

大橋村	竹並村
下原村	田中村
皆見村	綾野村
国分村	上坂村
德政村	

（天保四年）
巳十二月

右書付翌午正月十一日、細井様に差出す

とある。国作手永一四カ村の各村の四ツ高に応じて松苗を用意し、上り山に植林したい、というのである。

天保七年（一八三六）には、南行原に楮の植林が山奉行の指揮の下に、今井村の農民五人を動員して行われている。この時は、大坂より楮苗二万一八五〇本を取り寄せたのである。

覚

一、楮苗二万一千八百五拾本

内

一、式千本

兩伊良原渡

一、千式百本

崎山村渡り

一、五百本

国分村渡

畝數壹町五反壹畝八步

坪に四本植積り

残壹万八千百五拾本

南行原植付

内

畝數式反式畝拾九分

一、式千七百拾五本

元永

同壹反七畝廿四分

一、式千百三拾六本

国作

同式反八畝拾八分

一、三千四百三拾壹本

長井

同式反四畝廿四分

一、式千九百七拾七本

平嶋

同五反七畝拾壹分

一、六千八百九拾壹本

今井

メ

申正月

(「長井手水大庄屋日記」天保七年一月十日の条)

南行原へ唐

天保八年(一八三七)、国作手永の南行原の荒畠五町歩余を開発し、唐芋を植え付けている。

芋植え付け

また、「長井手水大庄屋日記」天保十年(一八三九)十月八日の条に、次のような記事が散見

される。

早々御意を得候、然ば南郷原え御仕入唐芋米壱升に付六斤半宛にて御賣拂に相成候に付、相求度者は、其村庄屋印形付書付持參致、国分村唐芋方御役所え罷出、相求候段、御手永々々村々早々御觸出し下され候様との事に御座候、尚又代米の儀は、藏納致吳候様との事に御座候、此旨をも御觸し下さるべく候、右御意得べきため此の如く御座候、已上

十月六日

御仲真中様

(国作手水大庄屋)
森 貞右衛門

南行原へ植え付ける唐芋を、米一升に付き六斤半ずつ売却するので、希望者は、庄屋の印形付き書付を持参して国分村の唐芋方役所へ出頭するよう、ということである。そして、南行原唐芋御仕入御用懸りに柳瀬村の平右衛門を任命している。

錦原の開発と移住
天保十年(一八三九)十月、小倉藩は、郡代原源太左衛門、仲津郡筋奉行細野健助、
京都・仲津郡山奉行馬場庄助らに命じて、南行原の新田開発に着手し、地名も南行原
を錦原に改めた。

これ以後、京都・仲津両郡の有資者を錦原へ移住させ、天保十一年の時点で、仲津郡大庄屋五人をはじめ、「家数都テ四十軒許リ」（中村平左衛門日記）の町家が建てられ、牛馬市が立てられた（今井津祇園社錦原御幸記録）。錦原に移住した有資者には、大橋村の豪商柏屋や新屋・富田屋・丸田屋・松屋らがいた。彼らは、錦原に建てた家（店）の間口の間数に応じて、櫨を植え付けるように命じられた。

毎年、春秋の市日には、今井祇園社（現行橋市）の祭事や芝居が行われた。当日には近郷から人々が群集し、錦原の地には菓子屋・紺屋・遊女屋・定芝居なども出来た（仏山堂日記）。
錦原の開発工事は、ひとまず、天保十二年に完成した。その後、錦原は、明治三年（一八七〇）以降、「豊津」と呼ぶようになった（御用方當用日記 同年二月一日の条、「勢島文書」）。